

山川興産株式会社（C）

昭和39年2月18日、興産セメント労働組合は山川興産株式会社に対し、セメント第二工場建設に関連して以下のようないいを提出した。会社の計画によれば新セメント工場は同年6月中に第一号キルンの火入れを行ない、7月1日より営業運転を開始する予定であり、3月中には新工場の職制が発足することになっていた。

山川興産株式会社
取締役社長 山川正夫殿

興産セメント労働組合
組合長 吉沢 剛

要 求 書

山川興産株式会社第二工場建設については、組合としてもなんら協力を惜しむものではないが、今日のセメント産業の「運営、生産、操業」等の実態を考えた場合、我々は少なからず不安を感じるので、第二工場操業前に円満解決を計り、依って第一工場を始め第二工場の円滑な発展のため下記の事項を要致します。

記

1. 第一工場の組合員及び家族の労働条件については従来の慣行に従い全国セメント労働組合の水準の確保を許ること。
2. 第一工場の操業については三基運転とし、現在の作業体制を維持する。*
3. 石灰石増産に伴う採礦部門及び関連部門の要員並びに合理化については事前に組合と協議決定する。**
4. 第二工場の要員等については事前に組合と協議決定する。
5. 第二工場従業員の労働条件は第一工場の従業員と同等とする。

以上

* 昭和29年の山川鉱業株式会社と興産セメント株式会社の合併時に、セメント工場の運転体制は三基運転にする旨の紳士協定が結ばれた。組合のねらいは雇用人員確保にあった。ただし適用は工場関係部門であって、採礦（工場に隣接する石灰石採掘）部門についてではなかった。

このケースは慶應義塾大学ビジネス・スクールにおける教育資料として用いるために、同スクールの石田英夫によって作成された。このケースは経営管理に関する適切な、あるいは不適切な処理を例示しようとするものではない。

ケース中の固有名詞は変装されている。ケース中の交渉議事録は会社側の記録に基づくものである。（昭和41年6月作成）